



子育てハンドブック



『人とともに生きていることを感じられる子』を
育むまち にちなん

～ 家族を 自分を 地域を 仲間を 愛する子に ～

日南町では、子どもたちがこの町に生まれてよかったと感じ、大人になっても住み続けたいと思えるような町づくりを目指しています。

地域に子どもたちの声が響き、笑顔があふれる町は誰にとっても住みよい町です。住んで誇れる町を、地域で生きるみんなで作ってまいります。



1	結婚したら	…	2
2	赤ちゃんが生まれるまで（妊娠・出産・不妊）		
	1. 妊娠したら	…	3
	2. 不妊について	…	6
3	赤ちゃんが生まれてから		
	1. 届出や申請について	…	8
	2. 産後の育児のサポート	…	10
4	子どもの健康と予防接種		
	1. 健康診査について	…	12
	2. 予防接種について	…	15
	3. 夜間や休日に具合が悪くになったら	…	16
5	子育て親育ちのつどい		
	1. 出会いの場	…	17
	2. 学び合いの場	…	18
	3. 子育て相談・教育相談の場	…	21
6	子育てのお金と手当		
	1. 子育て家庭への手当	…	23
	2. ひとり親家庭への手当	…	25
	3. 障がいのある子どものための制度	…	27
	4. 就学する子どものための制度	…	28
7	子どもを預ける		
	1. 保育園に預ける	…	30
	2. 保育園以外に預ける	…	31
	3. 病気の回復を待つときに預ける	…	34
	4. 小学生を預ける	…	35
8	学校に通う	…	37
9	子育てに関係する連絡先一覧	…	38

婚姻届



- 【届出人】 婚姻する夫または妻になる人
 【届出先】 夫か妻の本籍地、または所在地のうちいずれかの市区町村役場
 【必要な物】 夫妻双方の戸籍謄本もしくは戸籍全部事項証明書各1通
 (届出地に本籍がない場合)
 妻の印鑑(スタンプ印、ゴム印等不可)
 ※ 証人欄に、成人2人の署名押印が必要
 【問合せ】 住民課 ☎ 0859-82-1112

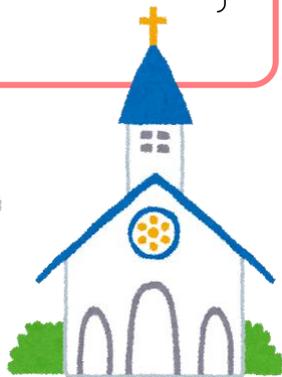


結婚祝金(いきいき定住促進条例)



日南町では、人口増加・定住を促進するため、いきいき定住促進条例を制定しています。

- 【届出人】 婚姻する夫または妻になる人
 【交付要件】 ・ 戸籍の届出が済んでいること
 ・ 日南町に住民登録が済んでいること
 ・ 日南町内に生活の本拠を置いていること
 ・ 町民税納税者、または町民税納税世帯の世帯員であること
 〔他にも交付要件がありますので、詳しくは役場企画課にお尋ねください。〕
 【申請期間】 交付要件が満たされてから1年以内
 【問合せ】 企画課 ☎ 0859-82-1115





1. 妊娠したら

妊娠おめでとうございます！

日南町が行っているサポートや制度等について確認して、マタニティライフを楽しみましょう。

妊娠の届出・母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、妊娠の届出をしましょう。届出をした妊婦さんに母子健康手帳を交付します。あわせて、今後必要となる大切な書類や情報などもお渡しします。

母子健康手帳は、お母さんの妊娠からお子さんの誕生、そしてお子さんが小学校に入るまでの健康の記録となるほかに、子育てガイドブックとして活用できます。また、予防接種や健康診査などを受けられるときに必要です。

- 【対象者】 妊娠がわかった方
- 【届出人】 対象となる方ご本人 もしくは ご家族の方
- 【必要な物】 妊娠届出書
 個人番号（マイナンバーカードもしくは
通知カード+身分証明書）
- 【届出先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374



妊婦健康診査



妊婦健康診査では、妊婦さんやお腹の赤ちゃんの健康状態を定期的に確認します。妊娠中に起こりやすい病気などを予防するために必ず受けてください。一般的に、14回程度受診するのが望ましいとされています。

妊娠は病気ではないため健康保険は適応されません。経済的な負担を軽減するため、妊婦健康診査にかかる費用を助成します。

- 【支給内容】 妊婦健康診査受診票（14枚＋クラミジア検査用）
※ただし健診費用が助成額を上回った場合は、
超過分は自己負担（有料）となります。
- 【支給時期】 母子健康手帳と一緒にお渡します。
- 【対象者】 日南町に住民登録のある妊婦さん
他市町村から日南町に転入された方には、日南町の受診票をお渡し
しますのでお問い合わせください。
また、転出される場合は日南町の受診票は使用できませんので、転
出先で手続きが必要です。
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374



里帰り出産等に伴う妊婦健康診査費用の助成



日南町にお住まいの妊婦さんが、里帰り出産等で鳥取県外の病院や助産院など、委託医療機関以外で妊婦健康診査を希望される場合、母子健康手帳交付時にお渡しした妊婦健康診査受診票はお使いいただけません。

妊婦健康診査でかかった費用を一旦お支払いいただいたのち、公費負担と認められた健康診査項目にかかった費用のみ、後日償還払いします。

妊婦健康診査の受診日当日、日南町に住民登録のある方が対象です。

妊娠届出時に、里帰り出産のご希望がある場合は保健師にご相談ください。詳細についてご説明します。

- 【対象者】 妊婦健康診査の受診当日に日南町に住民登録のある妊婦さん
- 【申請期限】 受診日から1年以内
- 【必要な物】 母子健康手帳
 受診時の領収書（明細書）
 印鑑
 振り込み先のわかる物
- 【申請先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374



妊婦歯科健康診査費用の助成



妊娠中はさまざまな母体の変化が起こり、むし歯や歯周病にかかりやすくなります。この機会にぜひ、歯科健康診査を受けましょう。また、かかりつけ歯科医を持つきっかけにお役立てください。

- 【受診場所】 特に指定はありません。
- 【助成対象】 妊娠期間中、受診された歯科健康診査にかかった費用
※上限額：5,000円/回
- 【助成回数】 1回分
- 【対象者】 歯科健康診査受診当日に住民登録のある妊婦さん
- 【申請期限】 受診日から1年以内
- 【必要な物】 母子健康手帳
 受診時の領収書（明細書）
 印鑑
 振り込み先のわかる物
- 【申請先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374

赤ちゃんを迎えるためのパピママ応援教室



赤ちゃんを健やかに産み育てるために、妊婦さんにご主人（もしくはご家族）を対象として講習会を開催します。同じ時期に出産を迎えられるご夫婦との出会いの場にもなりますので、ぜひご参加ください。

【対象者】 日南町にお住まいの妊婦さんとそのご主人（ご家族）
※妊娠初期・中期・後期どなたでもご参加いただけます

【持ち物】 母子健康手帳

【会場】 日南町子育て支援センター にっこりルーム

【内容】 ・助産師からミニ講話
「子育て子育て親育ち」

・栄養士・保健師から

「すこやかマタニティライフ」

・先ばいパピママ応援団からのアドバイス

・育児支援情報についてのお知らせ

・沐浴演習

・妊婦体験

【申込先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374



とっとり子育て応援パスポート



子育て中の方がパスポート（カード）を提示すると、協賛店舗で商品の割引や授乳室の利用など各種子育て支援サービスを受けられます。

【申請者】 鳥取県在住の妊娠中の方
18歳未満のお子さんを養育する保護者
※満18歳に達した日以後、最初に迎える3月31日までは対象です。

【申請方法】 <インターネットによる申し込み>

・「とっとり子育て応援パスポート申し込み」で検索
流れに従って、お申し込みください。

URL： <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=208364>

<書面による申し込み>

・窓口に来所し、交付申請書をお書きください。
その場で交付（即時発行）します。

・家族カード（複数枚）も交付します。

・妊娠中の方は、母子健康手帳番号が必要になります。

【申込先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374



2. 不妊について

鳥取県不妊検査費助成金（※）



（※）鳥取県が行う助成事業です。

妊娠を希望されるご夫婦がそろって不妊検査を受けた場合、検査にかかる費用の一部を助成するものです。妊娠しにくい原因がないかチェックし、もしものときに早めに治療をスタートするには、まずは不妊かどうかを知っておくことが大切です。妊娠を希望しているけど、不妊に不安があるご夫婦は、まずはそろって検査を受けてみませんか。

- 【対象者】平成28年4月1日以降に、初めて夫婦で不妊検査を開始した場合で、下記の要件にすべて該当する方
- 【対象要件】①検査開始日において、婚姻から3年以内の夫婦
②申請時点で、夫婦どちらかが鳥取県内に住所を有する
③検査開始時点で、妻の年齢が43歳未満
④夫婦の前年の所得が730万円未満
- 【助成金額】平成28年4月1日以降に夫婦がともに受けた不妊検査のうち、保険適用外となる費用の1/2
- 【助成回数】一組の夫婦につき1回限り
- 【申請期限】検査終了日の属する年度内
- 【申請先】西部総合事務所福祉保健局健康支援課
がん対策・健康づくり支援担当 ☎ 0859-31-9319

※対象となる検査および申請書類等の詳細は、鳥取県ホームページにてご確認ください。
<http://www.pref.tottori.lg.jp/257280.htm>

鳥取県不妊相談（※）



（※）鳥取県が行う助成事業です。

鳥取県では、不妊や不育に悩む方がどなたでも気軽に相談できるよう県東部と西部に「不妊専門相談センター」を開設しています。

一人で悩まないで、まずは不妊専門相談センターにご相談ください。

鳥取県西部不妊専門相談センター（ミオファティリティクリニック内）

- 【対応職種】不妊症看護認定看護師、不妊カウンセラー、助産師など
- 【料金】無料
- 【相談方法】①電話相談 ☎ 0859-35-5223
曜日：月～水・金曜日（祝祭日および年末年始除く）
時間：午後2時～午後5時
- ②面接相談
曜日：木・土曜日（祝祭日および年末年始除く）
時間：午後2時～午後5時
- ③メール相談 ✉ seibufuninsoudan@mfc.or.jp
時間：24時間受付



※この他に、東部不妊専門相談センター（鳥取県立中央病院内）にもあります。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/237099.htm>

鳥取県不妊治療費助成（※）



（※）鳥取県が行う助成事業です。

- 【対象要件】 ・申請時点で、夫婦どちらかが鳥取県内に住所を有する
・夫婦の前年の所得が730万円未満
- 【申請者】 対象となる方ご本人
- 【助成内容】 <一般不妊治療（人工授精）>
[限度額] 1年度あたり上限10万円
[通算年度] 2年度
<特定不妊治療（体外受精・顕微授精）>
[限度額] ①採卵あり 1回あたり上限175,000円
②採卵なし 1回あたり上限 87,500円
[通算回数] ①と②について
・初回40歳未満の場合、6回まで
・初回40歳以上43歳未満の場合、妻が43歳に達するまでに通算3回
・ただし、妻の年齢が43歳到達後は、残りの助成回数又は3回のいずれか少ない回数まで
- 【必要なもの】 指定医療機関が発行する特定不妊治療または人工授精受診証明書
 特定不妊治療または人工授精にかかる領収書の写し
 法律上の婚姻をしていることが確認できる書類（戸籍抄本等）
 初回に限り、婚姻日を確認できる書類（戸籍謄本等）
 夫及び妻の住民票 夫及び妻の所得の額を証明する書類
- 【提出先】 西部総合事務所福祉保健局健康支援課
がん対策・健康づくり支援担当 ☎ 0859-31-9319

一般不妊治療費・特定不妊治療費助成（日南町助成事業）



- 【対象者】 ご夫婦どちらかが日南町に住所を有する方
鳥取県特定不妊治療費助成制度の助成決定を受けられた方
- 【申請者】 対象となる方ご本人
- 【助成内容】 鳥取県不妊治療費助成金による助成を治療費から控除し、その残額に対して費用の助成を行います。
<一般不妊治療（人工授精）>
[限度額] 自己負担1割、1年度あたり上限5万円
[通算年度] 2年度
※ 前年の夫婦の所得合算730万円未満の方に限ります。
<特定不妊治療（体外受精・顕微授精）>
[限度額] 1回あたり上限10万円
[通算回数] ・初回40歳未満の場合、6回まで
・初回40歳以上43歳未満の場合、妻が43歳に達するまでに通算3回
- 【必要なもの】 鳥取県不妊治療費助成金交付決定通知書
 特定不妊治療または人工授精にかかる領収書
 印鑑 振り込み先のわかるもの
- 【提出先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374

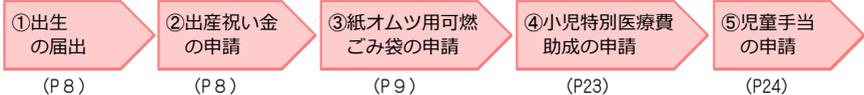
3 赤ちゃんが生まれたら

出産おめでとうございます！

出産後は体調を整えながら、無理せず周りのサポートを受けながら、お子さんのお世話をしていきましょう。

まず、お子さんが生まれたら、下記の手続きが必要です。申請しないと利用できないものですので、忘れずに行いましょう。住民課の窓口で下記の申請をしましょう。必要なものは各項目でご確認ください。

1. 届出や申請について



※④は、お子さんの健康保険証が必要になります。住民課では申請のみ行い、健康保険証が出来次第、福祉保健課にお持ちください。受給者証を発行いたします（後日郵送となります）。

出生届

お子さんが生まれたら、住所地または本籍地の市町村役場に届出をしてください。出産された場所や里帰り先などの一時滞在地の市町村役場にも届出できます。

- 【届出人】 父または母
- 【申請期間】 生まれた日から14日以内
- 【必要な物】
 - 出生届（出生証明書と一体になっています）
 - 母子健康手帳
 - 届出人の印鑑（スタンプ印、ゴム印不可）
 - 国民健康保険被保険者証（加入者のみ）
- 【問合せ先】 住民課 ☎ 0859-82-1112



出産祝い金（いきいき定住促進条例）

日南町在住者で、出生届を出された方に出産祝い金を支給します。

- 【対象者】 出生されたお子さんの父または母
- 【届出人】 対象となるご本人
- 【届出期日】 お子さんが生まれた日を含めて1年以内
- 【祝い金】 第1子…… 3万円
第2子…… 5万円
第3子以上… 7万円
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374



紙オムツ用可燃ごみ袋助成



紙オムツを使用する4歳未満のお子さんを育てる世帯に、紙オムツの処理費用軽減のために、可燃ゴミ袋を無料で支給いたします。

- 【対象者】 日南町に住民登録があり、在住しているお子さん
- 【支給枚数】 400枚（0歳分、1歳分、2歳分、3歳分）
- 【支給内容】
 - ・ 出生届出時におひとりにつき可燃ごみ袋40袋（100枚）
 - ・ 出生届出時にまとめて支給されなかった方は、残りの該当年齢分をまとめて支給します。
- ※ 12か月健診時、2歳の誕生日前後の歯科健診フッ素塗布時、3歳児健診等の機会に申請してください。
- 【申請方法】 申請場所に来所し、申請用紙を記入
- 【必要なもの】 母子健康手帳もしくは健康保険証 印鑑
- 【申請先】 住民課 ☎ 0859-82-1112
福祉保健課 ☎ 0859-82-0374

お誕生記念ブックスタート



お子さんの誕生を記念して、絵本をお贈りします。お子さんと一緒に絵本を開く楽しさを体験し、家族みんなで絵本を通してあたたかいひとときをお過ごしください。

- 【対象者】 日南町に住民登録のあるお子さん
- 【配布内容】 絵本リスト（町立図書館司書セレクト30冊）からお好きな絵本10冊
- 【配布方法】 新生児・乳児訪問時に、絵本リストと選択シートをお渡しします。選択シートを福祉保健課に提出してください。後日、10冊の絵本をまとめて町内書店よりお届けします。
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374



母子産後1か月健康診査費用の助成



出産後1か月ごろに、分娩医療機関でお母さんとお子さんが受けられる産後1か月健康診査（産婦健康診査および1か月児健康診査）にかかる費用を助成します。

- 【対象者】 健診日に日南町に住民登録のあるお母さんとお子さん
- 【助成内容】 産婦及び1か月児健康診査にかかった保険適用外の費用
※ 上限額：お母さんとお子さんの健診費用を合計して7,000円まで
※ 1か月児が多胎の場合、2人目以降について1人につき3,000円を加算した額が上限となります。
- 【必要なもの】 母子健康手帳 受診時の領収書（診療明細書）
 印鑑 振り込み先のわかる物
- 【申請期限】 受診日から1年以内
- 【申請先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374



新生児聴覚検査費用の助成



新生児の聴覚異常の早期発見と早期対応を目的として行われている新生児聴覚検査の費用について、平成29年4月1日から一部助成を行います。



- 【対象者】平成29年4月1日以降に生まれ、日南町に住民登録のあるお子さん
- 【支給内容】新生児聴覚検査受診票（※助成上限2,000円/回）
※ただし検査費用が助成額を上回った場合は、超過分は自己負担（有料）となります。
- 【支給時期】母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票と一緒にお渡します。
- 【実施機関】鳥取県内の医療機関でご利用いただけます。出生後、分娩を行った病院で退院までに検査をするのが一般的です。
※受診票が利用できない医療機関で検査を受けられた場合、一度全額お支払いいただき、償還払いにより費用をお返しします。

<償還払いの方法>

- 【申請期限】検査日から1年以内
- 【必要な物】 母子健康手帳
 領収書（診療明細書）
 印鑑
 振り込み先のわかるもの
- 【問合せ先】福祉保健課 ☎ 0859-82-0374

2. 産後の育児のサポート

新生児・乳児訪問（こんにちは赤ちゃん）



お子さんがお生まれになったら、保健師と栄養士がご自宅に訪問して、赤ちゃんとお母さんの健康状態を確認し、日常生活や子育てについてご相談をお受けします。

里帰り出産をされる方は、日南町に帰省されましたら、保健師までご連絡ください。

- 【問合せ先】福祉保健課 ☎ 0859-82-0374



産後家事ヘルパー派遣



出産後、身体の回復を図る大事な時期に、安心して日常生活を送り、健やかに楽しく育児ができるようお手伝いします。



- 【対象者】 日南町に住民登録があるお母さんで、出産後の体調不良等で家事や育児が困難な方、昼間に家事や育児を手伝ってくれる家族等がおられない方。
- 【利用期間】 出産後6か月まで
- 【利用時間】 1回あたり2時間まで、おひとり8回まで
(時間帯は午前9時～午後5時までの平日。年末年始は除きます)
- 【利用方法】 ①事前に福祉保健課に利用申請書を提出し、利用登録を行う
②利用希望日の3日前までにシルバー人材センターに連絡する
③利用後、事前に配布された利用券をスタッフに提出する
- 【支援内容】 家事援助(食事の準備及び後片付け、衣類の洗濯、居室等の清掃・整理整頓、生活必需品の買い物、その他事業所が認める家事援助)
- 【利用料】 無料
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374



助産師訪問ケア



産後、お母さんの乳房トラブルやお子さんの体重増加不良等で心配のある場合、助産師が訪問し、より専門的な支援やケアを行います。



- 【対象者】 日南町に住民登録があるお母さんとお子さんで、以下の状態にある方
 - ・産後、お母さんの身体の回復について不安がある
 - ・初めての出産等で、育児に不安がある
 - ・乳房トラブルがあり、授乳がうまくいかない
 - ・子どもの体重が増えない
 - ・その他、産後の経過の中で心配ごとがある
- 【利用期間】 出産後6か月まで
- 【利用回数】 原則1回
- 【利用方法】 事前に利用申請が必要です。
- 【支援内容】 ・お母さんの身体の管理や生活面についてのアドバイス
・乳房のケア
・沐浴や授乳などの育児のアドバイス
・その他、必要なアドバイス
- 【利用料】 無料
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374



4 子どもの健康と予防接種

お子さんの成長の節目ごとに無料で乳幼児健康診査を行い、成長発達を確認していきます。健康のことや子育ての悩みなども、お気軽にご相談いただけます。

また、予防接種について、お子さんの健康を守るためにも適切な時期に接種しましょう。

1. 健康診査について

乳児健康診査（4か月・7か月・10か月・12か月）



お子さんの病気の予防と早期発見、そして健康の保持・増進を目的に行います。問診や診察のほか、歯科相談や育児・栄養の相談、お子さんの体の発達を促していくための遊びについての相談なども同時に行っています。

【対象者】 日南町に住民登録があり、下記の月齢のお子さん

- ・ 4か月健診：生後3～5か月児
- ・ 7か月健診：生後6～8か月児
- ・ 10か月健診：生後9～11か月児
- ・ 12か月健診：生後11～13か月児

【開催日】 年6回

※ 詳細日時は、別紙「お父さんとお母さんとお子さんのための育児教室・健康診査のご案内（年間日程表）」をご覧ください。

【開催場所】 日南町健康福祉センター（日南病院隣）

【周知方法】 新生児・乳児訪問時、健診時に次回の日程をお知らせします。
※ 個別通知は行いませんので、年間日程表及び母子健康手帳をご確認ください。

【内容】 計測、問診、診察、歯科相談（7か月健診以上）、栄養相談、からだづくり相談、生活相談、子育て相談

【持ち物】 母子健康手帳

【その他】 基本的に集団健診を受診していただきますが、やむを得ず集団健診を受診できない場合、4か月健康診査及び10か月健康審査については医療機関で個別健診を受けることができます。受診券が必要となりますので、事前に福祉保健課保健師までご相談ください。

【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374



1歳6か月児健康診査



1歳6か月頃は、乳児期から幼児期へ移行する大事な時期で、体の動きが急速に発達し、ことばを話し始め、心も自立に向かっていきます。体や心、ことばの成長は個人差が大きいため、おおらかに見守りましょう。

- 【対象者】 日南町に住民登録があり、1歳6か月～1歳8か月のお子さん
- 【開催日】 年4回（3歳児健康診査と合同開催）
- 【開催場所】 日南町健康福祉センター（日南病院隣）
- 【周知方法】 健診の1か月前に個別に通知します。
※ 保育園に入園されている場合、保育園を通じてお渡しします。
- 【内容】 計測、問診、歯科健診、診察、歯科相談・フッ素塗布、
栄養相談、からだづくり相談、生活相談、子育て相談
- 【持ち物】 母子健康手帳
 受診票及びアンケート類
 歯科手帳（お持ちでない場合は、健診受付で発行します）
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374



3歳児健康診査



3歳頃は、ことばや運動能力の発達がめざましく、周囲に対する関心も高まる時期です。子ども同士のかかわり合いの中で、ルールを覚えたり自己主張したりして、社会性が発達していきます。個人差がありますので、発達で気になることがあればご相談ください。

- 【対象者】 日南町に住民登録があり、3歳0か月～3歳3か月のお子さん
- 【開催日】 年4回（1歳6か月児健康診査と合同開催）
- 【開催場所】 日南町健康福祉センター（日南病院隣）
- 【周知方法】 健診の1か月前に個別に通知します。
※ 保育園に入園されている場合、保育園を通じてお渡しします。
- 【内容】 計測、問診、尿検査、視力及び聴覚検査（家庭で実施）、
歯科健診、診察、歯科相談・フッ素塗布、栄養相談、
からだづくり相談、生活相談、子育て相談
- 【持ち物】 母子健康手帳
 受診票及びアンケート類
 歯科手帳（お持ちでない場合は、健診受付で発行します）
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374



5 歳児健康診査



4～5歳頃は、ことばや運動能力の発達に加えて、人との関係の中で共感性や協調性などの対人関係や指示に従って集団の中で行動する社会性の発達が著しい時期です。特にこの頃は発達のアンバランスさが目立ちやすく、お子さんの発達に合わせたかかわりが必要になります。

就学を1年後に控え、お子さんの力を十分に伸ばしていくために必要なことは何か家庭と保育園と一緒に考える機会としています。



- 【対象者】 日南町に住民登録があり、4歳7か月～5歳6か月のお子さん
- 【開催日】 年2回（入園している保育園ごとに行います）
- 【開催場所】 日南町健康福祉センター（日南病院隣）
- 【周知方法】 健診の1か月前に保育園を通じて個別に通知します
- 【内容】 計測、視力及び聴覚検査、眼科診察、問診、診察、教育相談、栄養相談、生活相談、子育て相談
- 【持ち物】 母子健康手帳
- 【その他】 普段の様子をよく知る保育園の担任保育士も診察に同席します。
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374

歯科健康診査・フッ素塗布



むし歯予防には、ブラッシング（歯みがき）とフッ素塗布が効果的です。子どもの歯の健康を守るために、この機会をご活用ください。小さいうちからの適切な歯みがき習慣が、大人になってからの歯の健康を守ります。



- 【対象者】 日南町に住民登録があり、1歳～5歳未満（年中児クラスに進級するまで）で、前回のフッ素塗布から半年が経過しているお子さん
- 【開催日】 年4回
- 【開催場所】 日南町健康福祉センター（日南病院隣）
- 【周知方法】 健診の約2週間前に保育園を通じてお知らせします。入園されていないお子さんには、個別に通知します。
- 【内容】 問診、集団栄養指導、集団歯科指導、染め出し、歯科健診、歯科相談、フッ素塗布、栄養相談、生活相談
- 【持ち物】 母子健康手帳
 歯科手帳（お持ちでない場合は、健診受付で発行します）
 歯ブラシ
 タオル
- 【その他】 1歳頃、1歳6か月頃、2歳頃、2歳6か月頃、3歳頃、3歳6か月頃、4歳頃、4歳6か月頃を目安に受診しましょう。年中児クラスに進級すると、各保育園でフッ素洗口に取り組んでいます。そちらをご活用ください。
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374

2. 予防接種について

定期予防接種



予防接種は、ワクチンを接種して免疫（病気に対する抵抗力・抗体）をつくることにより、発病を予防したり重症化を予防したりするものです。予防接種は、お子さんの健やかな成長のためのプレゼントです。スケジュールを立て、計画的に接種しましょう。

- 【対象者】 日南町に住民登録があり、各予防接種の対象年齢となったお子さん
- 【種類】 乳幼児期 ・ヒブ ・小児用肺炎球菌 ・B型肝炎
・四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ）
・BCG ・麻しん風しん混合（MR）1期・2期
・水痘 ・日本脳炎1期
 9歳以降 ・日本脳炎2期 ・二種混合（ジフテリア・破傷風）
・子宮頸がん予防ワクチン
（現在、積極的勧奨は差し控えています。）
- 【予診票】 ・乳幼児期に接種するものは、新生児訪問時にお渡しします。
・9歳以降に接種するものは、個別に通知します。
・もし、なくされた場合は再交付しますので、福祉保健課保健師までご連絡ください。
- 【接種場所】 委託医療機関（予診票とともに一覧表をお渡しします）
- 【接種費用】 すべて公費負担です。ただし、法令の接種期間を過ぎた場合は自己負担になります。ご注意ください。
- 【持ち物】 母子健康手帳（お忘れになると接種することができません）
- 【その他】 ・「子どもの健康と予防接種」の冊子を必ず読んでから接種してください。
・転入の場合は、母子健康手帳の予防接種欄を確認し、完了していない予防接種の予診票をお渡しします。
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374

任意予防接種



法令では定められていませんが、お子さんの周りの環境や流行状況、家族の状況等を考えて受けるかどうかを保護者が選択する予防接種のことです。

接種を希望される場合、一部費用を助成します。接種するかどうかやスケジュールについては、かかりつけ医とご相談のうえ、保護者の判断により決めてください。

- 【対象者】 日南町に住民登録があり、以下の予防接種を希望されるお子さん
- 【種類】 ・ロタウィルス（生後6～24週もしくは32週未満）
・おたふくかぜ（1～13歳未満） ・B型肝炎（13歳未満）
- 【助成方法】 一旦、医療機関窓口で全額お支払いいただき、後日福祉保健課窓口で償還払いの申請をしてください。
- 【必要なもの】 母子健康手帳 領収書 印鑑 振り込み先のわかるもの
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374

県外等委託医療機関外で予防接種を希望する場合



里帰りなどで、委託医療機関以外で接種を希望される場合は、手続きが必要です。お早めに福祉保健課保健師までご連絡ください。

【問合せ先】福祉保健課 ☎ 0859-82-0374

3. 夜間や休日に具合が悪くなったら

とっとり子ども救急ダイヤル # 8 0 0 0



子どもの夜間・休日の病気やケガで困ったときに、すぐに受診したほうがよいかどうか、看護師（または医師）が電話でアドバイスしてくれます。

- 【利用時間】 平日：午後7時～翌日午前8時まで
土日・祝日・年末年始：午前8時～翌日午前8時まで
- 【利用料金】 相談料金は無料。ただし、通話料金がかります。



小児休日夜間急患診療体制



子どもの夜間・休日の病気やケガで病院を受診される場合、休日・夜間の診療医療機関について確認してから受診しましょう。以下のワードで検索されるか、以下のURLからご確認ください。

【検索ワード】 鳥取県救急医療情報システム 

【URL】 小児休日夜間 急患診療体制ホームページ
http://www.pref.tottoriq.jp/link_disp/list/1

5 子育て親育ちのつどい

子育ての楽しさや不安・悩みを語り合い、相談し合える場を提供しています。子育て支援センターを拠点として、育児教室やサークル活動、サロンなどさまざまな事業を行っています。

1. 出合いの場

子育て支援センター（にっこりルーム）



「育て合い 育ち合い つながり合い」を心がけ、親子が安心して遊び、子どもや保護者同士が出会い、自由に交流できる場を提供しています。毎日の子育て経験をお互いに語り合い、気づき合い、お子さんの健やかな成長へのお手伝いをしています。

地域や施設との交流や子育て関連情報の提供、子育てに関する講習会等も実施しています。何かお困りのことがあれば気軽にお立ち寄りください。

- 【開所時間】 月～金曜日：午前9時30分～午後3時45分
土曜日：午前10時～午後3時
- 【利用対象】 就学前のお子さんとその保護者さん
- 【利用料金】 無料 ※コーヒーや紅茶等の飲み物は別途料金が必要です
- 【持ち物】 オムツ、着替え、粉ミルクや哺乳瓶の必要な方はお持ちください。
- 【イベント】 子育てサークル「カンガルークラブ」、にっこりサロン、おはなし会、わらべうたあそび、親子うんどうあそび、保育園へおでかけ、グループホームと交流、ものづくり体験、ファミリーデー、身体測定・座談会 など
- 【その他】
 - ・センター内で、利用される方が持ち寄った子どもの洋服や用品のリサイクルショップを開いています。ご活用ください。
 - ・センターでは食事ができます。必要な方はお弁当や離乳食をお持ちください。調理室もご利用ください。
 - ・誤飲等の危険に配慮し、安心して食べられるものをお持ちください。市販のおやつはなるべくご遠慮ください。
 - ・オムツはお持ち帰りいただきますので、袋をお持ちください。
 - ・木のおもちゃの貸し出しをしています（貸出期間2週間）。
 - ・感染症や37.5度以上の発熱がある場合は、利用をご遠慮ください。
- 【問合せ先】 子育て支援センター ☎ 0859-82-0115 ☎ 090-3742-2285

子育て支援センター



自然あふれる
環境で
たくさんからだを
動かして一緒に
あそびましょう！



子育てサークル カンガルークラブ



毎月1回、子育て支援センターで活動しています。「子育ての楽しさや悩みを語り合う会」として昭和63年に立ち上がって以降、ずっと活動しています。

親子同士でのふれあい、町を越えたふれあい、子育てパパママのリフレッシュなどを目的に、おしゃべり会やクッキング、子育て用品を手づくりしたり、季節の行事を楽しんだりしています。時には救急法などを学んだり、活動はさまざまです。

町外から嫁いでこられるママさんたちも多く、このサークルでママ友を作った方もたくさんおられます。

町のイベント「食のバザール」には、毎年手づくりのお菓子や小物を作って出展しています。ひとりではなかなかできないことを、子育て家庭のみみんなで一緒にやってみることができる楽しい会です。

あなたも一緒に活動しませんか？
参加をお待ちしています！



子育てはみんなで悩みを語りながら楽しみながら、みんなでしましょう。
支援センターで待ってます！



2. 学び合いの場

おやこふれあい教室（ベビーマッサージ）



ふれあいを通して、親子の信頼関係を築くとともに、親子双方に心の安らぎや情緒の安定を図ることを目的に開催しています。また、保護者さん同士で行うハンドマッサージを通して、出産後のお母さんの心や体の回復を図り、これからの子育てを楽しむための土台づくりをお手伝いします。

- 【対象者】 日南町に住民登録がある保護者さんとお子さん
- 【開催日】 年4回
- 【開催場所】 日南町子育て支援センター（にっこりルーム）
- 【申込方法】 開催の1週間前までに福祉保健課へ申し込み
- 【内容】
 - ・ベビーマッサージの実践
 - ・保護者同士のハンドマッサージ
 - ・助産師からの講話
- 【持ち物】 母子健康手帳
 バスタオル、ハンドタオル
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374
子育て支援センター ☎ 0859-82-0115 ☎ 090-3742-2285



離乳食幼児食講習会



離乳食をスムーズに開始するために、お子さんの口の発達に合わせた食事形態や分量、味付け、調理方法などを学ぶことができます。食べ物を噛むことの大切さや手つかみ食べから箸を持つまでの手や指先の発達段階も合わせてお伝えしています。



- 【対象者】 日南町に住民登録がある保護者さんとお子さん
- 【開催日】 年4回
- 【開催場所】 日南町子育て支援センター（にっこりルーム）
- 【申込方法】 開催の1週間前までに福祉保健課へ申し込み
- 【内容】
 - ・離乳食の進め方や子どもの口の発達段階についてのお話
 - ・食事の食べさせ方についてのお話
 - ・調理実習と試食
- 【持ち物】 母子健康手帳
エプロン・三角巾
にっこり食育ファイル（お持ちでない場合は、当日お渡します）
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374
子育て支援センター☎ 0859-82-0115 ☎ 090-3742-2285

すくすく教室（子どもをすこやかに育てるためのペアレントトレーニング事業）



「お父さんお母さんに笑顔で楽しんで子育てしてほしい」という思いから、子どもとのあそび方やほめ方＆叱り方、子どもとの向き合い方など、子育てがうんと楽しくなるコツや、知っているのとタメになる子育て情報など、“知らなきゃ損！”なことがたくさん詰まった学びの教室です。



- 【対象者】 日南町に住民登録がある保護者さんとお子さん
- 【開催日】 年2クール（1クール6回講座）
- 【開催場所】 日南町子育て支援センター（にっこりルーム）
- 【申込方法】 初回開催の1週間前までに福祉保健課へ申し込み
- 【内容】 『大人のかかわりで、子どもは変わる！』を合言葉に、「安心感のある子育て」「生活リズムを整える」「メディアとの向き合い方」「よい姿勢とからだづくり」の4つのテーマについて講演を聴き、これからの子育てでどのようにかかわり、どのようにこころとからだを育てていくとよいか、お母さん同士で語り合い、学び合います。
- 【持ち物】 すくすくファイル（お持ちでない場合は、当日お渡します）
筆記用具
託児に必要なもの
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374
子育て支援センター☎ 0859-82-0115 ☎ 090-3742-2285



子育てをしていく中で、子どもの成長や急変時などで、疑問に思ったことや心配なこと、困ったこと、焦ったこと、受診したときは時間がなくて聞けなかったことなどありませんか？このサロンは、小児科のお医者さんを囲んでのざっくばらなおしゃべり会です。“何かあったとき”ではなく“何もなしとき”にお医者さんに直接きいてみましょう！

- 【対象者】 日南町に住民登録がある保護者さんとお子さん
- 【開催日】 月1回（第2もしくは第4月曜日）
- 【開催時間】 午後2時～3時30分
- 【開催場所】 日南町子育て支援センター（にっこりルーム）
- 【参加申込】 予約は不要です。お気軽にお越しください。
- 【内容】 「予防接種」「感染症予防」「発熱や嘔吐・下痢の対処法」「皮膚トラブルとスキンケア」「子どもの発達や発育」「子どもの困ったくせ」「ケガと応急処置」など、子どもにまつわるテーマについて、小児科のお医者さんにお話いただきます。お医者さんの目線から「こんなときどうしたらいい？」の疑問にお応えいただけます。
- 【講師】 近隣の市立病院小児科で診療に携わる小児科のお医者さん
- 【持ち物】 何も必要ありません。
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374
子育て支援センター ☎ 0859-82-0115 ☎ 090-3742-2285



家庭教育講演会



子どもの育ちを見守るうえで、保護者として、地域の大人としてどのようにかかわっていくとよいかをともに考え、学び合う機会です。

- 【対象者】 日南町に住むお子さんの保護者、子どもの育ちに関心のある町民
- 【開催日】 年数回
- 【申込方法】 開催の1週間前までに福祉保健課へ申し込み
- 【内容】 子どもの『生き抜く力』を育むために必要なテーマ。子育てに関すること、人権に関すること、子どもを伸ばすかかわりに関することなど。
- 【問合せ先】 教育委員会 ☎ 0859-82-1118



3. 子育て相談・教育相談の場

育児相談

お子さんの成長発達や子育てに関する相談に応じます。どんなことでも構いませんので、おひとりで悩まれずに、ぜひ気軽にご相談ください。

- 【対象者】 日南町に住むお子さんの保護者またはご家族
- 【相談内容】 お子さんの成長発達、母乳育児・離乳食の進め方、子育ての悩み、夫婦や家族の悩み、妊娠や不妊、子どもの預かり など

<保健師および栄養士による相談>

- 【相談日】 随時 平日 午前8時～午後5時
- 【相談方法】 ご希望に応じて、訪問・来所・電話でお受けします。
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374

<保育士による相談>

- 【相談日】 随時 平日 午前9時30分～午後3時45分
土曜日 午前10時～午後3時
- 【相談方法】 ご希望に応じて、訪問・来所・電話でお受けします。
- 【問合せ先】 子育て支援センター ☎ 0859-82-0115 ☎ 090-3742-2285



身体測定・座談会

お子さんの成長を確認する機会にご活用ください。

- 【対象者】 日南町に住民登録のあるお子さんと保護者
- 【開催日】 年6回（偶数月）
※詳細は、別紙「子育て支援センターにっこりルーム年間計画」をご覧ください。
- 【内容】 ・保健師による身体測定・育児相談
・座談会または研修会
- 【問合せ先】 子育て支援センター☎ 0859-82-0115 ☎ 090-3742-2285





日南町には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭教育推進員が配置されています。相談内容はどんなことでも構いませんので、気軽にご相談ください。

【対象者】 日南小・中学校に在籍のお子さんと保護者

＜スクールカウンセラー＞ ～心の相談にのることで問題の解決に向けて支援します～

【相談日】 基本的に週1回（月によって来校日は異なります）

【相談方法】 事前予約が必要。担任もしくは教育相談担当へお申込みください。

【問合せ先】 日南小学校 ☎ 0859-77-1200 日南中学校 ☎ 0859-82-1225

＜スクールソーシャルワーカー＞ ～相談や環境調整を行うことで問題の解決に向けて支援します～

【相談日】 基本的に週5日（小中学校にあります）

【相談方法】 事前にご連絡ください。相談日の調整をします。

【問合せ先】 日南小学校 ☎ 0859-77-1200 日南中学校 ☎ 0859-82-1225
教育委員会 ☎ 0859-82-1118

＜家庭教育推進員＞ ～家庭教育に関する相談にのることで問題の解決に向けて支援します～

【相談日】 平日

【相談方法】 事前にご連絡ください。相談日の調整をします。

【問合せ先】 教育委員会 ☎ 0859-82-1118 日南小学校 ☎ 0859-77-1200

※ いずれの場合も、事前の連絡が必要です。相談をご希望の場合は、平日午前8時から午後5時まで以上に問合せ先にご連絡ください。



日南町図書館では、誰もが利用しやすい図書館づくりをめざし、町民のみなさんが素敵な本と出会えるよう、お手伝いしています。毎月2回「おはなし会」を開催したり、子育て支援センター・保育園・小学校などでの絵本の読み聞かせを通して、絵本の楽しさをお伝えしたり…と、さまざまな活動をしています。

日南町では、幼いうちから絵本の楽しさに触れてほしいという願いから、お子さんが生まれた記念に絵本をプレゼントしています。図書館司書のオススメ絵本リスト（30冊）の中から10冊をお選びください。

子育て支援センターには本のコーナーがあり、絵本や料理のレシピ本、子育てにまつわる本などを手に取ることができます。

子どものすこやかな成長発達をうながすためにとても大切な「本」。図書館を利用して、たくさんの本に触れてほしいと思っています。気をつけていても子どもは絵本を噛んでしまったり破いてしまったりするので借りるのを遠慮されがちですが、図書館では絵本のケアしています。どうぞ、気にせずご利用ください！

6 子育てに関する手当

1. 子育て家庭への手当

小児特別医療費の助成



子育て家庭の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう医療費の一部を助成します。(院外薬局での薬代は無料です)

- 【対象者】 0歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さん
- 【申請方法】 出生届出時に住民課で申請してください。後日、お子さんの保険証ができましたら、福祉保健課に写しを提出してください。
転入の場合、お子さんの保険証をお持ちのうえ、福祉保健課で申請してください。
- 【自己負担】 通院：保険医療機関ごと 530円/日上限
※ 一保険医療機関ごとに負担上限は月4回まで(月5回目以降は無料)
入院：保険医療機関ごと 1,200円/日上限
※ 低所得者の減額認定証等の交付を受けている場合は、負担上限は15日まで(入院16日目以降は無料)
- 【利用方法】 日南町が発行した「特別医療費受給資格証(青色)」と保険証を、県内医療機関で提示すると窓口での負担額が上記の通りになります。
※ 保険適用外のもの(健康診断、予防接種など)は対象外です。
※ 県外医療機関では受給資格証は使用できません。後日償還払いの手続きをしてください。
- 【その他】 保育園や学校等だけがをした場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により、保護者に対して給付金(災害共済給付)が支払われます。小児特別医療費助成制度(青色の特別医療費受給資格証)より、この災害共済給付制度が優先されます。手続きについては保育園・学校等にお問合せください。

- 【必要なもの】 領収書 印鑑 振り込み先のわかるもの
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374



未熟児養育医療費の助成



入院の必要がある未熟児に対して、指定の医療機関において医療給付を行います(出生から最大1年間に限ります)。

- 【対象者】 生まれたときの体重が2,000g以下または医師が入院養育を認めた未熟児(指定養育医療機関で入院治療しているお子さんに限り)
- 【給付内容】 診察・医学的処置・治療等(入院治療のみ)
※ 保険対象外ものは除外
- 【申請書類】 養育医療給付申請 養育医療意見書
世帯調書 健康保険証
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374

児童手当



これからの社会を担うお子さんの健やかな育ちと家庭における生活の安定を社会全体で応援する観点から、中学校修了前まで（15歳になって最初に迎える3月31日まで）のお子さんを養育している方に、児童手当を支給します。

【支給内容】	・0歳から3歳未満	月額 15,000
	・3歳から小学生	第1子・第2子 月額 10,000 第3子以降 月額 15,000
	・中学生	月額 10,000
	・所得制限額以上である方	一律 月額 5,000

※ 所得制限額は960万円（夫婦2人世帯）を基準とする

- 【支給時期】 6月 10月 2月（それぞれの前月分）
- 【受給者】 0歳～中学修了前までのお子さんを養育している方
※ お子さんの生計を維持する程度の高い方（原則、所得の高い方）になります。
- 【申請期間】 誕生日や転入した日（異動日）の翌日から15日以内
※ 原則として、申請した翌月分からの支給になります。
※ 公務員の方は、勤務先で申請してください。
- 【必要なもの】 受給者の保険証 印鑑 振り込み先のわかるもの
- 【その他】 出生の場合は、出生届出時に住民課で申請してください。
・ 転入の場合は、福祉保健課で申請してください。
・ 毎年1回、6月現況届の提出が必要です。
- 【問合せ先】 住民課 ☎ 0859-82-1112
福祉保健課 ☎ 0859-82-0374

在宅育児サポート



在宅で子育てをされるご家庭に対して、育児手当を支給することで経済的な負担を軽減し、安心して子育てに取り組めるよう支援します。

【支給内容】	・1歳未満のお子さん（誕生月から3ヶ月目以降）	月額 30,000円
	・1歳以上4歳未満のお子さん	月額 30,000円

※ 育児休業給付金を受給している方がおられる場合は対象外となります。

- 【支給時期】 7月 11月 3月（それぞれの前月分）
- 【受給者】 日南町に住民登録のある0歳～4歳未満までのお子さんを家庭で養育している方
※ 受給できるのは、保育園等の利用を開始するまでです。
- 【申請期間】 誕生日や転入した日（異動日）の翌日から1年以内
- 【必要なもの】 交付申請書 印鑑 振り込み先のわかるもの
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374

2. ひとり親家庭への手当

児童扶養手当



児童扶養手当とは、父母の離婚等によるひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、お子さんが心身ともに健やかに育つことを願って支給される手当です。

お子さんが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（法令で定める障がいの状態にある場合は20歳未満まで）支給されます。

所得制限がありますので、基準額以上の所得がある場合、手当は支給されません。

【対象者】 次のいずれかの条件に当てはまるお子さんを監護している母、父または養育者

※ お子さんが18歳に達した最初の3月31日まで（心身に一定の障がいがある場合は、20歳の誕生日の前日まで）が支給対象です。

- ・ 父母が婚姻（内縁関係含む）を解消したお子さん
- ・ 父または母が死亡したお子さん
- ・ 父または母が重度の障がいの状態にあるお子さん
- ・ 父または母の生死が明らかでないお子さん
- ・ 父または母から1年以上遺棄されているお子さん
- ・ 父または母が裁判所からのDV法規定による保護命令を受けたお子さん
- ・ 父または母が引き続き1年以上刑務所等に拘禁されているお子さん
- ・ 婚姻によらないで生まれたお子さん
- ・ 母がお子さんを懐胎した当時の事情が不明であるお子さん

【支給内容】

対象児	全額支給	一部支給
1人（本体額）	月額42,500円	月額42,490円 ～ 10,030円
2人目の加算額	月額10,040円	月額10,030円 ～ 5,020円
3人目以降の加算額	月額 6,020円	月額 6,010円 ～ 3,010円

※ 所得により支給額が決定します。

※ お子さん2人以上の場合、本体額に加算額を足した額を支給します。

※ 対象の方やお子さんが、公的年金や遺族補償等を受け取ることができる場合は、手当ての一部または全部が支給停止されます。

【支給時期】 8月 12月 4月（それぞれの前月分）

【申請書類】 対象者とお子さんの戸籍謄本

対象者とお子さんが含まれる住民票（続柄がわかるもの）

印鑑

預金通帳（普通預金で本人名義のもの）

年金手帳

前住所地の所得課税証明書（不要な場合もあります）

【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374



ひとり親家庭特別医療費の助成



ひとり親家庭のお母さんまたはお父さんと、そのお子さんの医療費を助成します。

- 【対象者】 所得税非課税世帯で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんと養育者
- 【自己負担】 通院：保険医療機関ごと 530円/日上限
※一保険医療機関ごとに負担上限は月4回まで（月5回目以降は無料）
入院：保険医療機関ごと 1,200円/日上限
※低所得者の減額認定証等の交付を受けている場合は、負担上限は15日まで（入院16日目以降は無料）
- 【利用方法】 日南町が発行した「特別医療費受給資格証(青色)」と保険証を、県内医療機関で提示すると窓口での負担額が上記の通りになります。
※保険適用外のもの（健康診断、予防接種など）は対象外です。
※県外医療機関では受給資格証は使用できません。後日償還払いの手続きをしてください。

<償還払いに必要なもの>

- 【必要なもの】 領収書 印鑑 振り込み先のはわかるもの
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374

自立支援給付金事業



<自立支援教育訓練給付金>

指定された教育訓練講座（雇用保険制度の指定講座など）を受講される場合に、受講料の一部を助成します。※助成には所得制限があります。

<高等職業訓練促進給付金>

経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合であり、かつ就労（育児）と修業の両立が困難な場合、生活費の負担を軽減するために支給します。

※所得に応じて支給額が変わります。

※高等職業訓練促進給付金の受給者を対象とした貸付制度（高等職業訓練修了支援給付金）があります。

【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374

鳥取県ひとり親家庭等支援サイト



ひとり親家庭のみなさんをサポートするための制度があります。子育て、生活や就業支援、養育費や面会交流等に関する情報が掲載されています。

【検索ワード】 鳥取県 ひとり親



【URL】 鳥取県ひとり親家庭等支援サイト <http://www.tori-hitorioya.com/>

3. 障がいのある子どものための制度

特別児童扶養手当



- 【対象者】 20歳未満で、法令に定められた程度の障がいのあるお子さんを養育する父、母または養育者
- 【支給内容】 1級(重度) 月額 51,700円 2級(中度) 月額 34,430円
- 【支給時期】 8月 12月 4月(それぞれの前月分)
- 【申請書類】 対象者とお子さんの戸籍謄本 印鑑
 対象者とお子さんが含まれる住民票(続柄がわかるもの)
 障がい認定診断書 振り込み先のわかるもの
- 【その他】 障がいのあるお子さんが、施設等に入所している場合、日本国内にお住まいでない場合、障がいを事由とする年金を受給している場合、または受給者が日本国内にお住まいでない場合は、手当の申請はできません。また、所得制限がありますので、基準額以上の収入がある場合、手当は支給されません。
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374

障害児福祉手当



- 【対象者】 20歳未満で、精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にあるお子さん
- 【支給内容】 月額 14,650円
- 【支給時期】 5月 8月 11月 2月(それぞれの前月分)
- 【申請書類】 認定請求書 所得状況届 医師の診断書
 同意書 印鑑
 特別児童扶養手当等の証書の写し(手当等の受給者の場合)
- 【その他】 障がいのあるお子さんが、施設等に入所している場合、障がいを事由とする年金を受給している場合、手当の申請はできません。所得制限がありますので、基準額以上の収入がある場合、手当は支給されません。
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374

自立支援医療費の給付(育成医療)



- 【対象者】 18歳未満で、現在身体に障がいがあるか、またはそのまま放置すると将来一定の障がいを残すと認められる方で、手術などの外科的な治療によって確実な治療効果が期待できるお子さん
- 【支給内容】 育成医療に該当する医療費の1割が自己負担となります(保険適用分のみ)。ただし、所得に応じて上限が決められています。
- 【申請書類】 申請書 医師の診断書 課税証明 印鑑
 源泉徴収票または確定申告書の控え(町民税所得割のある方)
 住宅ローン控除額等のわかるもの(町民税住宅ローン控除のある方)
- 【対象障がい】 視覚障害、聴覚・平衡機能の障害、音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓・腎臓・小腸・肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、その他の先天性内臓障害
- 【問合せ先】 福祉保健課 ☎ 0859-82-0374

自立支援医療費の給付（精神通院医療）



- 【対象者】精神疾患（てんかんを含みます）で、通院による精神医療を続ける必要がある病状のお子さん
- 【支給内容】統合失調症やうつ病などの精神疾患のために行う医療に該当する医療費の1割が、自己負担となります（保険適用分のみ）。ただし、所得に応じて上限が決められています。
- 【申請書類】 申請書 医師の診断書 同意書
 健康保険証 印鑑
 年金の振込額通知書等年金の振込金額がわかるもの（障害年金受給者）
- 【対象障がい】統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかんなどの精神疾患
- 【問合せ先】福祉保健課 ☎ 0859-82-0374



4. 就学する子どものための制度

就学支援制度



経済的に困られている家庭に対して、必要な費用の一部を給付する制度です。

- 【対象者】日南小・中学校に在籍しているお子さんを養育し、経済的に困られている保護者さん
- 【給付内容】・学用品費 ・通学用品費 ・通学費（バスの定期代）
・校外活動費 ・学校給食費 ・修学旅行費 等
- 【問合せ先】教育委員会 ☎ 0859-82-1118
日南小学校 ☎ 0859-77-1200 日南中学校 ☎ 0859-82-1225

特別支援教育就学奨励費制度



- 【対象者】日南小・中学校の特別支援学級に在籍しているお子さんを養育している保護者さん
- 【給付内容】・学用品費 ・通学用品費 ・通学費（バスの定期代）
・校外活動費 ・学校給食費 ・修学旅行費 等
- 【問合せ先】教育委員会 ☎ 0859-82-1118
日南小学校 ☎ 0859-77-1200 日南中学校 ☎ 0859-82-1225

高等学校教科書等補助金



- 【対象者】・高等学校（公立・私立・県外も含む）の1年生から3年生のお子さん
・米子北斗中学3年生のお子さん（中高一貫教育で高等学校用教科書目録に記載のある教科書を使用する場合）
・高等専門学校（高専）の1年生から3年生のお子さん
※ 通学のため町外に住民登録している場合も補助対象となります
- 【補助対象】・高等学校等指定の教科書
※ 文部科学省作成の高等学校用教科書目録に記載のあるもの
・高等学校等指定の副教材
※ 高等学校等が発行している教科書・副教材購入表にあるもの
- 【補助額】年額15,000円
- 【申請書類】 交付申請書および請求書（教育委員会にあります）
 高等学校等発行の教科書・副教材購入表の写し
 教科書等の領収書
 在学証明書または学生証の写し
- 【申請者】日南町に住民登録している保護者さん
- 【申請問合先】教育委員会 ☎ 0859-82-1118



高校生通学費等補助金



- 【対象者】・日南町に住民登録のある高校生
（生徒と申請者ともに日南町内に住所がある場合のみ）
※ 高校生とは、高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部・専修学校高等過程に通う生徒のことです。
※ 高等専門学校5年過程については、1～3学年までです。
※ ただし、滞納者のいる世帯は除きます。
- 【補助額】① JR：定期購入額の1/2（年額上限5万円）
② バス：利用負担金の1/2（年額上限5万円）
③ 下宿・寮など：年額上限5万円
※ 併用している場合、それぞれいずれか1種類のみ対象経費となります。
※ 補助額は500円単位とし、500円未満は切り捨てます。
- 【申請書類】 交付申請書及び請求書（教育委員会及び町民センターにあります）（①②③の場合）
 定期券の原本もしくは写し（①②の場合）
 対象経費の領収書（③の場合）
 当該年度の在学証明書もしくは学生証（表裏）の写し（①②③の場合）
※ 学生証は定期発行履歴を確認するため、最後の定期購入後にコピーしてください。
- 【その他】・JR定期券は生山駅で購入のみ対象です。
・開始日が平成30年4月1日以降もしくは、同一年度内に購入した定期券が対象（回数券は対象外です）。
・下宿・寮などでの食料費は対象外です。
・申請は、一人の高校生につき年1回、通算3回（定時制・通信制の高等学校に通う高校生は上限4回）までです。
・定期券を紛失し、再購入した場合の定期券代については補助対象になりません。
- 【申請者】日南町に住民登録している保護者さん
- 【申請問合先】教育委員会 ☎ 0859-82-1118

7 子どもを預ける

仕事や家族の事情により、家庭での保育ができない場合、お子さんをお預かりすることができます。

1. 保育園に預ける

保育園への入所



満1歳を過ぎたお子さんで、保護者さんの仕事や家族の事情などで、家庭での保育が難しい場合、お子さんをお預かりします。

- 【対象者】 満1歳を過ぎた（1歳の誕生日を迎えた翌以降）お子さん
- 【入園基準】 保護者や同居の家族のいずれも次の事由により保育が出来ない場合
 - ・ 家庭外で仕事をしている場合
 - ・ 家庭内で家事以外の仕事をしている場合（農業等）
 - ・ 妊娠中や出産後間がない、または病気や心身に障がいがある場合
 - ・ 看護や介護や必要な同居の親族がいる場合
 - ・ 火災・風災害・地震等の災難に遭い、復旧にあたっている場合
 - ・ その他、日中家庭での保育が困難と認められる状況にある場合
- 【保育先】 にちなん保育園、分園 山の上保育園、分園 石見保育園
- 【保育料】 無料 ※H28年4月より無償化
- 【保育時間】 平日 午前8時から午後4時まで
土曜日 午前8時から午前12時まで
※ 日曜・祝祭日、年末年始はお預かりできません。
※ 保護者さんの就労等の状況に応じ、午前7時40分から午後6時の範囲で保育します。各園にご相談ください。
- 【申し込み方法】 <新規または中途入園>
入園申し込み受付期間中（毎年11月頃）に、各保育園に下記の申請書類を揃えて提出してください。様式は各保育園または町ホームページにあります。
<継続入園>
入園中の園から書類が送付されます。
- 【申請書類】 支給認定申請書兼利用申込書
 家庭で保育できないという証明書（以下のうちどれか）
 - ・ 就労証明 …… 保護者が勤めの場合
 - ・ 自営業従事証明書 …… 保護者が自営業または農業に従事している場合
 - ・ 保育に欠ける証明書 …… 保護者が上記以外の場合
 - ・ 内職証明 …… 保護者が内職をしている場合 住民税表記のある課税証明書
- 【その他】 ・ 日南町では、0歳児保育は行っておりません。
・ 申し込みが定員を超えた場合、入園選考を行います。すべてのご希望に添えない場合もありますので、ご理解ください。
- 【問合せ先】 にちなん保育園 ☎ 0859-82-0626

2. 保育園以外に預ける

満1歳の誕生日を迎えるまでに、仕事や家族の事情などで、家庭での保育が難しい場合に、お子さんをお預かりします。

0歳児預かり保育（ここちゃん）



- 【対象者】 おおむね生後3か月から生後13ヶ月未満のお子さん
- 【要件】 保護者さんや同居の家族のいずれも家庭での保育が出来ない場合
- 【保育先】 日南町子育て支援センター
- 【保育時間】 平日 午前8時から午後6時まで（土日・祝祭日・年末年始は除く）
※ 保護者さんの就労等の状況に応じ、預かり開始の時間は調整しますので、ご相談ください。
- 【利用料】 1時間につき100円
※ H28年4月より町が費用の2分の1を助成しています。
- 【利用方法】 ・利用希望の3週間前までに申請書類を揃えて、子育て支援センターに提出します。
・受入れ承諾書を受け取った場合は、利用契約書を取り交わします。
・利用日には、体調連絡票と保育に必要な物品を持って預けます。
- 【申請書類】 利用申込書
- 【問合せ先】 子育て支援センター ☎ 0859-82-0115 ☎ 090-3742-2285

事業所内保育（おひさま）

- 【対象者】 おおむね生後6か月から就学前のお子さん
- 【要件】 町内在住もしくは町内事業所に勤務の保護者さんや同居の家族のいずれも家庭での保育ができない場合
- 【保育先】 日南福祉会 あかねの郷内 和室
- 【保育時間】 午前7時30分から午後8時まで（年末年始を除く）
※ 保護者さんの就労等の状況に応じ、預かり開始の時間は調整しますので、ご相談ください。
- 【利用料】 1時間につき125円 1日上限800円
※ H28年4月より町が費用の2分の1を助成しています。
昼食代金 1食につき200円
- 【利用方法】 ・利用希望の1か月前までに申請書類を揃えて、日南福祉会あかねの郷事務所に提出し、利用登録手続きを行います。
・登録後、原則2週間前までに利用申込書に希望日時を記入して申し込みます。
・利用日には、保育に必要な物品を持って預けます。
- 【申請書類】 保育施設登録申込書
- 【その他】 ・町内保育園と併用利用が可能です。保育園までの送迎も希望に応じて行います。
- 【問合せ先】 日南福祉会 あかねの郷 ☎ 0859-83-0842



ちょっとした用事を済ませたいときは、こちらのご利用が便利です。子育て中の保護者さん同士がお互いに助け合うことを目的としています。

ファミリーサポート事業とは援助内容や時間等が異なりますので、どちらの利用がよいかも含めて、ファミリーサポートセンター職員にご相談ください。

- 【対象者】 小学生以下のお子さん
- 【要件】 日南町に住民登録がある、もしくは町内事業所に勤務している保護者さん
- 【援助内容】 ・ 保護者さんの病院受診や買い物等の用事を済ませたいときに預かる
・ その他、必要なお手伝い
- 【援助場所】 子育て支援センター（開設時間のみ）
- 【援助時間】 午前9時30分から午後3時45分まで
※ 土日、祝祭日、年末年始は利用できません。
- 【利用料】 無料
- 【利用方法】 ・ 利用を希望される場合、事前におねがい会員の登録手続きをファミリーサポートセンター（子育て支援センター内、以下センター）にて行う。
・ おねがい会員は、利用希望日と援助内容を決めてセンターに申し込む。
・ センターがひきうけ会員と連絡調整。
・ ひきうけ会員が決定した後、事前打合せを行う。
・ 利用日当日、ひきうけ会員が援助を実施。
・ 実施後、ひきうけ会員は調整連絡票の結果報告欄に記載し、確認を受ける。確認後、調整連絡票をセンターに提出する。
・ 食事やおやつが必要な場合は、おねがい会員が現物を準備すること。
- 【受付・問合せ先】 子育て支援センター ☎ 0859-82-0115 ☎ 090-3742-2285
平日 午前9時30分～午後3時45分まで
社会福祉協議会 ☎ 0859-82-6038
平日 午前8時15分～午後5時15分まで



3. 病気の回復を待つときに預ける

病後児保育



病気の回復期にあるお子さんが保育園等への登園が難しい期間、一時的にお預かりし、保護者さんの子育てと仕事の両立を支援する事業です。

- 【対象者】 日南町に住民登録がある0歳から就学前までのお子さん
- 【要件】 前日の午後5時までに、日南病院小児科もしくは内科を受診して、医師の診察をうけたお子さん
- 【保育場所】 健康福祉センター（日南病院隣） ボランティア室
- 【保育時間】 午前8時30分から午後5時30分まで
※ 保護者さんの就労等の状況に応じ、預かり開始の時間は調整しますので、ご相談ください。
※ 土日、祝祭日、年末年始は利用できません。
- 【利用料】 無料
- 【利用方法】
 - ・ 日南病院での診察後、病院窓口にある「日南町病後児保育事業利用申込書」をご記入の上、福祉保健課に提出してください。
 - ・ 利用当日の朝、保育に必要なものを持って福祉保健課（健康福祉センター内）窓口にお越しください。
- 【必要なもの】
 - オムツ
 - 着替え
 - 昼食
 - おやつ
 - 飲み物
 - お子さんが安心するおもちゃ等
- 【その他】
 - ・ 病気の状況によってお断りする場合があります。
 - ・ かかりつけ医が日南病院以外の場合も、この事業を利用するには日南病院医師の診察が必要になります。ご了解ください。
- 【問合せ先】 日南病院 ☎ 0859-82-1235
福祉保健課 ☎ 0859-82-0374



4. 小学生を預ける

放課後児童クラブ「なかよし教室」



仕事や病気等の理由で、昼間に保護者さんや家族の方が家庭にいないお子さんをお預かりします。放課後や長期休業時に、遊びや生活の場を提供して、お子さんの健やかな成長を見守ります。

- 【対象者】原則、日南小学校に在籍している小学1年生から6年生で、次のことがあてはまるお子さん
- ・ 仕事等の理由により家庭による保育が難しい場合
 - ・ 家族が高齢であること等から保育が十分に行えない場合
 - ・ 上記の理由以外で、特別な理由により町長が必要と認めた場合
- 【実施場所】子育て支援センター内 学童保育室
- 【実施期間】放課後、振替休業日、長期休業（夏・冬・春休み）の平日、にちなんサポート（土曜日授業）のある日
- 【実施時間】放課後……小学校下校後から午後6時まで
長期休業 午前8時から午後6時まで
- 【送迎方法】・ 行きは、子どもたちが小学校から歩いて帰ってきます。
・ 帰りは、原則直接保護者さんに迎えに来ていただきます。
- 【利用料】放課後・振替休業日… 1日あたり 100円
夏休み期間中…………… 1日あたり 200円（期間中上限2,000円）
冬休み期間中…………… 1日あたり 100円
春休み期間中…………… 1日あたり 100円
- ※ H28年4月より町が費用の2分の1を助成しています。
- 【利用方法】・ 利用申込書を福祉保健課に提出してください。後日、適否決定通知書をお送りします。
・ 利用当日は、保護者さんが利用連絡票を記入し、お子さんが小学校に提出します。あとは、小学校が取りまとめて社会福祉協議会に連絡します。
- 【必要なもの】 弁当 お茶 ※ 1日保育する日に限る。
- 【その他】・ 利用料の徴収は、社会福祉協議会が行います。利用月分をまとめて翌月に請求書をお送りします。指定の金融機関講座にお振込みください。
・ 新1年生については、4月1日から利用可能です。
- 【問合せ先】子育て支援センター（なかよし教室） ☎ 080-6349-1440
社会福祉協議会 ☎ 0859-82-6038
福祉保健課 ☎ 0859-82-0374



子どもの体験活動を充実！ にちなんっ子クラブ



日南町教育委員会では、子どもの健やかな育ちを願い、地域とのつながりを深めながら、ふるさと学習の基盤となる体験学習の機会をもうけています。

特に、小学生を対象に長期休業（夏・冬・春休み）には、その季節に応じた体験学習を計画して、集団活動の基礎的な力、社会のルールにそって活動する力を育む取り組みをしています。

図書館、美術館、食育推進員協議会、地域の農家さん、地域の物知り技あり職人さん、地域の語りべさんなどが協力していただき、日南の子どもたちがさまざまな分野の体験を積み重ねています。

【内容】

サマー教室in大山、リーダー合宿、化石採集、野外炊飯、収穫体験と料理教室、シオラマづくり、プログラミング体験、木のバズルづくり、書き初め、スノードームづくり、エコはがきづくり、絵画教室、工作教室、天体観測、カヌー教室、座禅体験、鳥取県西部の民話学習、焚き火で焼き芋、羊毛フェルト、浴衣着付け体験、宣揚祭参加…など

【お問合せ】

日南町教育委員会 社会教育室

☎0859-82-1118



「日南町教育振興基本計画」にもとづき、「日南町教育の目標」を定めています。目標の実現に向けて、保育園・小学校・中学校・教育委員会・福祉保健課が連携することはもちろん、地域の協力を得ながら、子どもたちの健やかな成長を応援しています。

子どもたちの『生き抜く力』を育ていけるよう、「学校教育・幼児教育」と「社会教育」の2本柱で、関係部門がそれぞれの立場で、全力で応援していきます。

日南で育ち、日南を愛し、日南の未来を考える子どもに育ってほしいと願っています。

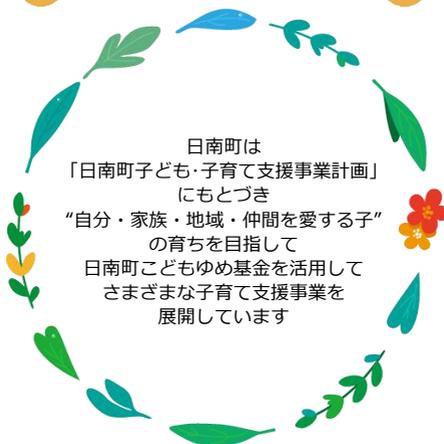
日南町には、小学校・中学校が1校ずつあり、小中一貫教育に取り組んでいます。両校の校訓は「『生き抜く力』 見つめよ自己を 求めよ友を 惜しむな汗を」です。社会に出てから、自ら考え判断する力や仲間をつくる力を身につけ、強い体と健やかな心を育ててほしいという願いを込めています。

小・中学校の生活について



- 【登下校】町営バス、徒歩により登下校します。
- ・小学校 午前8時10分登校、午後4時30分下校
 - ・中学校 午前8時15分登校、午後4時45分下校
- ※下校時刻は部活動等により変わる場合があります。
- 【通学】町営バスにより通学するお子さんは、定期券を購入します。
 <定期券の取り扱い>
- ・小中学生の通学定期券は、上期（4月1日から9月30日）と下期（10月1日から3月31日）の6か月定期に限定します。
 - ・購入時は、「定期券料金区分証明書（教育委員会発行）」を取扱店に提示し、証明書に記載されている金額をお支払いください。
- <定期券料金と通学対策に係る特例措置>
- ・小中学生の通学定期券は、規定料金の2分の1の料金です。
 - ・さらに、子育て支援の一環で小中学校に通う1人目のお子さんには2分の1の減免、2人目以降は全額を免除しております。
- 【欠席・遅刻】病気や家の都合で欠席・遅刻される場合、必ず保護者さんが連絡してください。原則8時10分までに電話連絡をお願いします。
- ・感染症等で「出席停止」となった場合、欠席扱いにはなりません。医師の指示に従って許可が出るまで休ませましょう。医師の診断書は必要ありません。
- 【早退】学校でのけがや体調不良が生じた場合、担任からお子さんの様子をご連絡します。早退の場合、保護者さんのお迎えをお願いします。
- ※負傷等で緊急の場合は、かかりつけ医や病院等を確認させていただき、医療機関を受診することもあります。
- 【給食】完全給食で、1学期始業日から3学期終業日まで提供します。
- ・給食費は、口座振替によって徴収します。年額は年によって変動する場合があります。
 - ・食物アレルギーについては個別に対応しますので、教育委員会または学校にご相談ください。
- 【転校】転校することがわかったら、早めに担任にお知らせください。転校に必要な書類を準備します。
- ・新しい学校へはできるだけ早く連絡し、登校日時や準備する物についてご確認ください。
- 【問合せ先】日南小学校 ☎ 0859-77-1200 日南中学校 ☎ 0859-82-1225
 教育委員会 ☎ 0859-82-1118

機関名	電話番号	住所
日南町役場	0859-82-1111	霞800
住民課	0859-82-1112	
企画課	0859-82-1115	
教育委員会	0859-82-1118	
健康福祉センター 子育て世代包括支援センター 福祉保健課	0859-82-0374	生山511-5
総合文化センター	0859-77-1111	霞785
図書館	0859-77-1112	
美術館	0859-77-1113	
子育て支援センター	0859-82-0115	生山397-1
にっこりルーム	090-3742-2285	
なかよし教室	080-6349-1440	
社会福祉協議会	0859-82-6038	
にちなん保育園	0859-82-0626	霞740-1
分園 山の上保育園	0859-82-1215	笠木3040-2
分園 石見保育園	0859-83-1158	上石見537
日南小学校	0859-77-1200	生山450-2
日南中学校	0859-82-1225	霞740
日南福祉会 あかねの郷	0859-83-0842	下石見2315
日南病院	0859-82-1235	生山511-7
小児科 直通	0859-82-1239	
日野病院	0859-72-0351	日野町野田332
江尾診療所	0859-75-2055	江府町江尾2088-5
入澤歯科医院	0859-82-0419	生山690
黒坂警察署	0859-74-0110	日野町下菅242-1
生山警察官駐在所	0859-82-0043	生山817-2
印賀警察官駐在所	0859-87-0201	印賀680-4
多里警察官駐在所	0859-84-0034	多里193
江府消防署	0859-77-2001	江府町武庫1390-3
生山出張所	0859-77-1001	生山349-1



このハンドブックは「日南町こどもゆめ基金」で作成しています

鳥取県 日南町

～平成30年3月～